

## 社会福祉法人長井市社会福祉協議会契約職員賃金規程

令和2年3月17日制定

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会職員就業規則第2条第1項に定める契約職員（以下「契約職員」という。）の賃金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (賃金の種類)

第2条 契約職員の賃金の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた金額とする。

3 手当の種類は、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当及び賞与とする。

### (給料)

第3条 給料は、月給又は時給とし、契約職員の種別、職種、資格等を考慮して別表1から別表3に定めるところにより会長が決定し、雇用契約書により示すものとする。

### (昇給)

第4条 契約職員（嘱託職員、継続雇用職員及び採用後1年未満の者を除く。）の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

2 前項の定める給料を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に定める期間の全部を良好な成績で勤務した契約職員の昇給の号給数を1号給とすることを標準として会長が決定する。

3 契約職員の昇給は、最高の号給を超えて行うことができない。

### (給料の減額)

第5条 契約職員が会長の承認を得ずに正規の勤務時間に勤務しないときは、それに相当する額を給料から減額する。

2 前項の規定により給料を減額する場合において、減額すべき給料の額は、減額すべき事由の生じた給料の計算期間（以下「計算期間」という。）の分を当月分の給料から差し引くものとする。

3 第1項に定める給料の減額は、その計算期間の勤務しなかった全時間数によって計算する。

### (給料の支給)

第6条 給料は、毎月1日から末日までを計算期間とし、翌月21日（その日が日曜日、土曜日又は休日に当るときは順次繰り上げる。）に支給する。

2 新たに契約職員となった者及び昇給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

3 契約職員が月の途中で休職若しくは出勤停止にされた場合、休職若しくは出勤停止の終了により職務に復帰した場合又は退職（死亡を含む。）した場合のその月の給料は、その

月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎とした日割り計算により支給する。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、通勤のため自動車その他の交通用具を使用することを常例とする契約職員に支給する。

2 通勤手当の額は、職員の種別及び勤務形態により月額又は日額とし、別表第4で定める区分に応じた額とする。

3 新たに第1項に定める要件を具備することとなった契約職員は、その実情を会長に届け出なければならない。通勤手当を支給されている契約職員が、住居又は通勤経路を変更した場合も同様とする。この場合、職員の住居地から勤務すべき事業場までの通勤距離は、適正と認める地図検索ソフトにより法人が計測するものとする。

4 前各項に定めるもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会職員給与規程第18条の規定を準用する。この場合、「職員」とあるのは「契約職員」と、「第16条第1項」とあるのは「第1項」と、「前条」とあるのは「前項」と、「月額」とあるのは「月額又は日額」と読み替える。

(時間外勤務手当)

第8条 正規の勤務時間が割り振られた日に時間外勤務を命じられた契約職員には、その勤務1時間につき、勤務1時間当りの給料額に100分の125(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間(以下「深夜」という。)である場合は100分の150)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、1か月の時間外労働が60時間を超えたときは、60時間を超える時間外労働については勤務1時間当たりの給料額に100分の150(その勤務が深夜である場合は100分の175)を乗じて得た額を支給する。

3 時間外勤務手当は、当月分を翌月の給料の支給日に支給する。

(休日勤務手当)

第9条 休日に当たる日に勤務することを命じられた契約職員には、その勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給料額に100分の135(その勤務が深夜である場合は100分の160)乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

2 休日勤務手当は、当月分を翌月の給料の支給日に支給する。

(深夜勤務手当)

第10条 正規の勤務時間として、深夜に勤務する契約職員には、その勤務1時間につき、勤務1時間当りの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

2 深夜勤務手当は、当月分を翌月の給料の支給日に支給する。

(処遇改善手当)

第11条 第2条第3項の規定にかかわらず、国の介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算等の処遇改善に係る制度の実施状況及び保育士等処遇改善加算、児童センター指定管理料に含まれる保育士等処遇改善加算相当額加算、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等の

実施状況により、介護事業所又は保育施設若しくは児童厚生施設に勤務する契約職員に対して処遇改善手当を支給することができる。

2 前項の処遇改善手当の支給に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(勤務1時間当たりの給料額の算出)

第12条 給料が月給で定められている者の勤務1時間当たりの給料額は、次により算出した額とする。

勤務1時間当たりの給料額＝月給額×12÷(38.75×52－7.75×19)

(端数計算)

第13条 前条の勤務1時間当たりの給料額及び第8条から第10条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は深夜勤務手当の額を算定する場合及び給与の日割り計算を行うに当たって1日当たりの給料額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

2 第5条の規定により給料を減額する場合の基礎となる時間数及び第8条から第10条までに定める手当の基礎となる時間数を算定する場合において、当該給与期間の時間数に30分未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数が生じたときはこれを1時間に切り上げるものとする。

(賞与)

第14条 賞与は、6月1日及び12月1日(以下この条において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の次の各号に掲げる日(これらの日が日曜日、土曜日又は休日になるときは順次繰り上げる。)に支給する。

(1) 基準日 6月1日 支給日 6月30日

(2) 基準日 12月1日 支給日 12月10日

2 賞与の額は、賞与基礎額に、別表5に定める職員区分ごとの支給率を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、会長は、法人の経営状況等を勘案して支給率を変更し、又は不支給若しくは一時差し止めすることがある。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

3 前項の賞与基礎額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 給料が月給で定められている契約職員 それぞれの基準日現在において契約職員が受けるべき給料月額

(2) 給料が時給で定められている契約職員 それぞれの基準日前6か月(在職期間が6か月に満たない場合はその在職期間)の平均月額

4 第2項に定める在職期間は、契約職員として在職した期間とし、その算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

- (1) 社会福祉法人長井市社会福祉協議会契約職員就業規則（以下「契約職員就業規則」という。）第 23 条又は社会福祉法人長井市社会福祉協議会継続雇用職員就業規則（以下「継続雇用職員就業規則」という。）第 8 条の規定により休職していた期間
- (2) 社会福祉法人長井市社会福祉協議会育児・介護休業等に関する規程第 2 条から第 9 条までの規定により育児休業又は介護休業をしていた期間
- (3) 契約職員就業規則第 28 条又は継続雇用職員就業規則第 13 条に定める病気休暇（職務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により出勤しなかった期間から契約職員就業規則第 27 条第 1 項又は継続雇用職員就業規則第 12 条第 1 項に定める休日を除いた日数が 30 日を超える場合は、当該 30 日を超えて勤務しなかった期間
- (4) 契約職員就業規則第 41 条又は継続雇用職員就業規則第 26 条の規定により出勤を停止されていた期間
- (5) 欠勤した日数  
（退職手当）

第 15 条 契約職員には退職手当は支給しない。ただし、会長が特に必要と認めたときは、退職手当を支給することができる。

- 2 特に必要と認め契約職員に退職手当を支給する場合、その積立及び支給の方法等については、社会福祉法人長井市社会福祉協議会退職手当規程によるものとし、これにより難いときは会長が別に定める。

（規程の改廃）

第 16 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て会長が行う。

（委任）

第 17 条 この規程に定めるもののほか、契約職員の給与に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前から引き続き契約職員として勤務する者の給料については、別表 3 の規定にかかわらず、前年度の給料等を勘案して会長が決定する。
- 3 この規程の施行日前に嘱託職員として採用され、この規程の施行日以降に引き続き準職員として勤務する者の賞与の支給率については、別表 5 の嘱託職員の区分を適用する。

#### 附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 10 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年 2 月 1 日から適用する。

#### 附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 嘱託職員及び継続雇用職員給料表

職 員 区 分	月 給	時 給
嘱 託 職 員	業務内容、他の職員との均衡等を考慮し、会長が定める額	業務内容、他の職員との均衡等を考慮し、会長が定める額
継続雇用職員	213,000 円	1,370 円

別表2 準職員、パート職員及び登録職員給料表

号 給	月 給 (準職員)	時 給 (パート職員、登録職員)
1	150,000 円	960 円
2	151,000 円	970 円
3	152,000 円	980 円
4	153,000 円	980 円
5	154,000 円	990 円
6	155,000 円	1,000 円
7	156,000 円	1,000 円
8	157,500 円	1,010 円
9	159,000 円	1,020 円
10	160,500 円	1,030 円
11	162,000 円	1,040 円
12	163,500 円	1,050 円
13	165,000 円	1,060 円
14	166,500 円	1,070 円
15	168,000 円	1,080 円
16	169,500 円	1,090 円
17	171,000 円	1,100 円
18	172,500 円	1,110 円
19	174,000 円	1,120 円
20	175,500 円	1,130 円
21	177,500 円	1,140 円
22	179,500 円	1,150 円
23	181,500 円	1,170 円
24	183,500 円	1,180 円
25	185,500 円	1,190 円

26	187,500 円	1,200 円
27	189,500 円	1,220 円
28	191,500 円	1,230 円
29	193,500 円	1,240 円
30	195,500 円	1,260 円
31	196,500 円	1,260 円
32	197,500 円	1,270 円
33	198,500 円	1,280 円
34	199,500 円	1,280 円
35	200,500 円	1,290 円
36	201,500 円	1,290 円
37	202,500 円	1,300 円
38	203,500 円	1,310 円
39	204,500 円	1,310 円
40	205,500 円	1,320 円

別表3 新たに給料表の適用を受けることとなった契約職員の号給

区 分	職 種	号 給	摘 要
事務職	事務員	4	
相談・支援職	就労支援員	4	社会福祉士の資格を有する者7号給 精神保健福祉士の資格を有する者9号給
	相談専門員	4	社会福祉士の資格を有する者7号給 精神保健福祉士の資格を有する者9号給
	生活支援員	4	
介護職	訪問介護員	4	
	介護支援専門員	14	
保育職	保育士	4	保育士の資格を有する者
	児童厚生員	4	保育士の資格を有する者
	保育補助員	1	
	学童支援員	2	保育士の資格を有する者は4号給
医療職	看護師	40	看護師・保健師の資格を有する者
労務職	調理師	4	調理師の資格を有する者
	調理員	1	
	作業員	1	
	運転手	1	
その他			業務内容、他の職員との均衡等を考慮し、会長が定める号給

別表4 通勤手当の支給額

通 勤 距 離	月 額	日 額
2 k m未満	0 円	0 円
2 k m以上 4 k m未満	2,500 円	120 円
4 k m以上 6 k m未満	4,200 円	200 円
6 k m以上 8 k m未満	5,600 円	270 円
8 k m以上 10 k m未満	7,000 円	340 円
10 k m以上 12 k m未満	8,200 円	400 円
12 k m以上 14 k m未満	9,500 円	470 円
14 k m以上 16 k m未満	10,600 円	520 円
16 k m以上 18 k m未満	11,800 円	580 円
18 k m以上 20 k m未満	12,900 円	640 円
20 k m以上 22 k m未満	14,000 円	690 円
22 k m以上 24 k m未満	15,100 円	740 円
24 k m以上 26 k m未満	16,100 円	790 円
26 k m以上 28 k m未満	17,100 円	840 円
28 k m以上 30 k m未満	18,200 円	900 円
30 k m以上 32 k m未満	19,200 円	950 円
32 k m以上 34 k m未満	20,300 円	1,000 円
34 k m以上 36 k m未満	21,400 円	1,060 円
36 k m以上 38 k m未満	22,500 円	1,110 円
38 k m以上 40 k m未満	23,500 円	1,160 円
40 k m以上 45 k m未満	25,400 円	1,260 円
45 k m以上 50 k m未満	28,300 円	1,400 円
50 k m以上	31,300 円	1,550 円

別表5 賞与の支給率

職員区分	6 月	12 月
嘱託職員	100 分の 100	100 分の 100
継続雇用職員	100 分の 120	100 分の 130
準職員	100 分の 50	100 分の 50
パート職員	100 分の 40	100 分の 40
登録職員	100 分の 30	100 分の 30